

令和6年度

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
のうち CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
（持続可能な木材供給・利用の環境整備）

報 告 書

令和7（2025）年3月

林野庁

目 次

第1章 事業概要	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. 実施内容	1
1.2.1. 検討委員会の設置・運営.....	2
1.2.2. 調査・検討事項.....	4
1.2.3. 事業の実施スケジュール.....	5
第2章 検討経過	6
2.1. 第1回検討委員会.....	6
2.2. 第2回検討委員会.....	7
2.3. 第3回検討委員会.....	10
第3章 調査結果	12
3.1. 持続可能性に配慮した木材供給・利用に係る事例.....	14
3.1.1. 川上事例 南三陸森林管理協議会.....	14
3.1.2. 川上事例 登米町森林組合（登米市森林管理協議会）	17
3.1.3. 川上事例 田島山業株式会社.....	18
3.1.4. 川上事例 佐伯広域森林組合.....	19
3.1.5. 川中事例 ノースジャパン素材流通協同組合.....	20
3.1.6. 川下事例 住友林業株式会社.....	21
3.1.7. 川下事例 株式会社竹中工務店.....	23
3.1.8. 川下事例 大成建設株式会社.....	24
3.1.9. 川下事例 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社.....	25
3.1.10. 評価機関等 一般社団法人 CDP Worldwide-Japan	26
3.1.11. 評価機関等 TNFD コンサルテーショングループ・ジャパン	27
3.2. 個別ヒアリングの実施結果.....	28
3.2.1. 川上（素材生産） A社.....	28
3.2.2. 川上（素材生産） B社.....	28
3.2.3. 川上（素材生産） C社.....	29
3.2.4. 川中（木材加工・流通） D社.....	30
3.2.5. 川中（木材加工・流通） E社.....	30
3.2.6. 川下（建築事業者） F社.....	31
3.2.7. 川下（建築事業者） G社.....	31
3.2.8. 川下（建築事業者） H社.....	32

3.2.9. 川下（建築事業者） I 社.....	32
3.2.10. 評価機関等 J 社.....	33
3.2.11. 評価機関等 K 社.....	33

第4章 持続可能性を担保した木材供給・利用に向けた課題と対応策の整理 35

4.1. 持続可能性に配慮した木材に関する情報の種類等.....	35
4.2. 持続可能性に配慮した木材に関する情報の確認・伝達.....	41
4.3. 持続可能性に配慮した木材に関する関係者の役割.....	42
4.4. 持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向.....	43

巻末資料

第1章 事業概要

1.1. 背景と目的

我が国の森林は、人工林を主体に利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活かして、林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要である。また、持続可能な社会の実現に向けた近年の世界的な動向も踏まえ、建築分野では、利用する木材について、森林の生物多様性保全の観点も含めて持続可能性に幅広く配慮することが求められている。

このため、持続可能性に配慮した木材供給に対応しつつ、これまであまり木材が使われてこなかった中高層建築物等における CLT・LVL 等の利用環境の整備を図ることが必要である。

本事業は、持続可能性に配慮した木材供給に向けて木材供給事業者が建築事業者等からの要求に対応する上での課題の整理や対応策の検討等を行うことを目的とする。

1.2. 実施内容

過年度には、林野庁において、国際的な ESG 関連情報開示の動向も踏まえた建築物への木材利用の評価項目・評価方法を示す「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」（以下、評価ガイドンス）が策定されており、川下（建築事業者等）の木材利用に対する関心の高まりについては一定の整理が行われたところである。これを踏まえて、今後は、川下（施主や建築事業者等）の持続性に配慮した木材供給を求める動きに対応して川上・川中（木材供給事業者）が行う木材供給のあり方について、森林の生物多様性の保全の観点も含めて、関係者が取り組む際の参考となる情報の整理などの環境整備が重要となっている（図 1-1）。

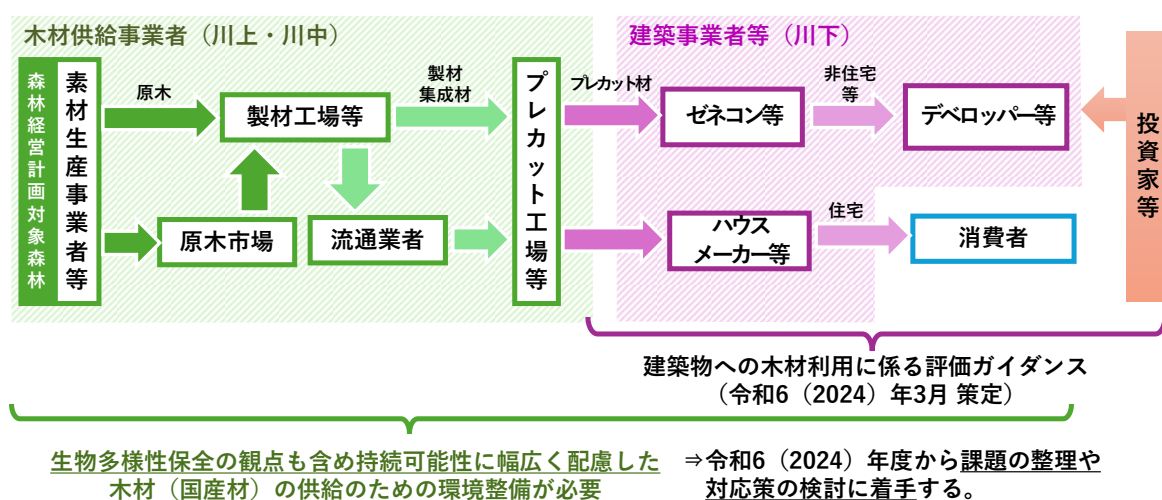


図 1-1 我が国の木材供給・流通のイメージと持続性に関する整理の状況

本事業では、学識経験者等で構成する委員会を設置し、木材供給事業者が建築事業者等からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給のあり方について検討を行った。

また、検討等を行うにあたっては、以下に示す2つの視点に留意した。

持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討等の2つの視点

- (1) 持続可能性に配慮した木材供給の際に木材供給事業者（川上・川中）が求められる取組の水準
- (2) 木材供給事業者（川上・川中）が上記の水準を満たしていることを確認し、かつ、その情報を建築事業者等（川下）まで伝達する方法

具体的な実施内容は、1.2.1から1.2.3のとおりである。

1.2.1. 検討委員会の設置・運営

本事業の実施にあたっては検討委員会を設置した。委員は、川上・川中・川下の幅広い分野から実務に関する有識者や学識経験者等が偏りのないように配慮し、表 1-1 に示す12名により構成した。また、検討委員会では、事業の実施方針の策定および進捗管理を行うとともに、委員から専門的かつ技術的な指導および助言を受けた。

表 1-1 検討委員の一覧

No.	分野	氏名	所属・役職
1	学識 経験者	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長（木材利用動向分析担当）
2	学識 経験者	立花 敏	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授
3	金融	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第2部 主任研究員
4	川上	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長（株式会社佐久 専務取締役）
5	川上	田島 大輔	田島山業株式会社 取締役
6	川上	早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長
7	川中	佐川 和佳子	協和木材株式会社 専務取締役
8	川中	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長
9	川中	本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長
10	川下	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長
11	川下	大池 一城	大成建設株式会社 サステナビリティ経営推進本部 環境経営推進部 環境経営推進室長
12	川下	西岡 敏郎	一般財団法人日本不動産研究所 研究部 上席主幹

注：敬称略。分野別順かつ五十音順に示す。

検討委員会は、令和 6（2024）年 10 月 24 日、令和 7（2025）年 1 月 14 日から 24 日まで（書面）、2 月 21 日の 3 回実施した。開催実績および実施状況は表 1-2、図 1-2 のとおりで、詳細な検討経緯や意見概要は第 2 章 に示す。なお、検討委員会の実施において、書面開催を除き、対面および Web 会議システムを併用した。

表 1-2 検討委員会の開催実績

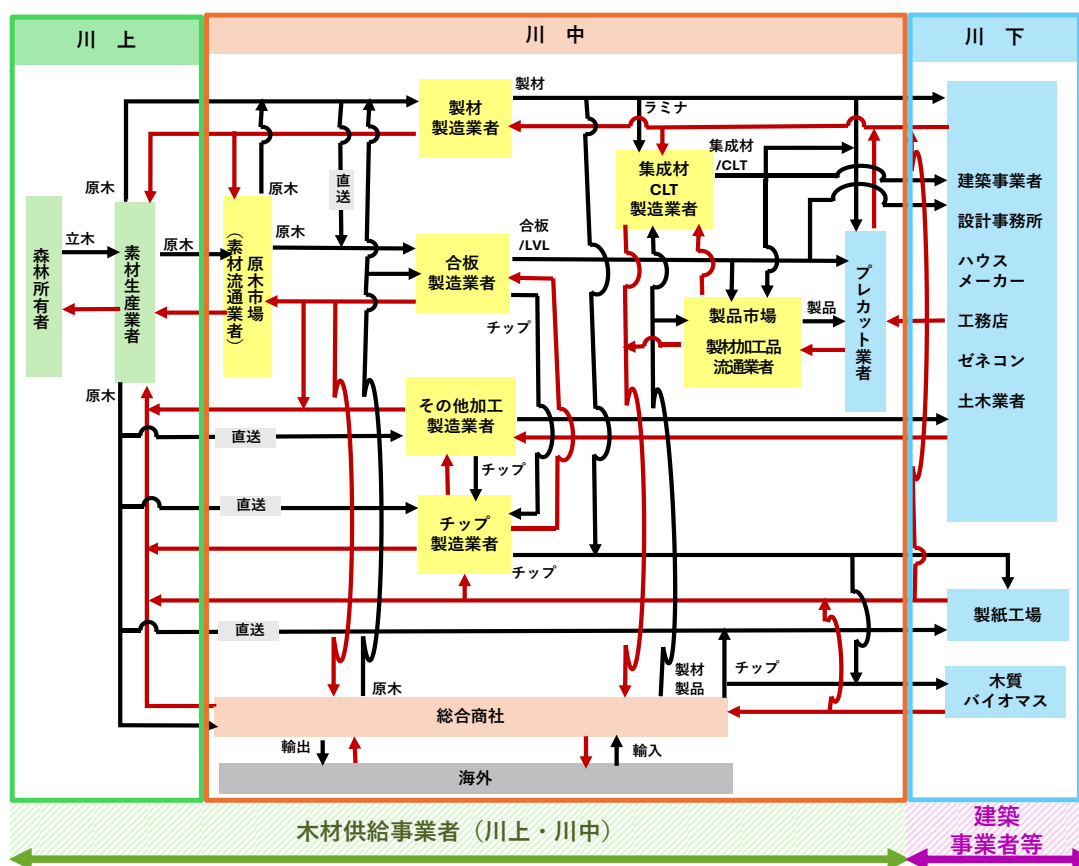
No.	区分	日時・場所・概要
1	第 1 回	日時 令和 6（2024）年 10 月 24 日（木）14 時 00 分から 16 時 30 分まで 場所 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 9 階 バンケットルーム 9E （東京都新宿区市谷八幡町 8 番地） 検討事項 事業の実施計画、事業の調査項目 等
2	第 2 回 （書面）	日時 令和 7（2025）年 1 月 14 日（火）から 24 日（金）まで 形式 書面にて開催し、意見書にて回答を聴取 検討事項 調査結果（中間報告）、調査結果から抽出された課題と整理方向 等
3	第 3 回	日時 令和 7（2025）年 2 月 21 日（金）15 時 00 分から 17 時 30 分まで 場所 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 7 階 カンファレンスルーム 7C （東京都新宿区市谷八幡町 8 番地） 検討事項 第 1 回・第 2 回検討委員会における意見概要、追加調査結果、 課題と対応方向（案） 等



図 1-2 検討委員会の実施状況（第 1 回・第 3 回のみ）

1.2.2. 調査・検討事項

木材供給事業者（川上・川中）が建築事業者等（川下）からの要求に応じて行う、持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討にあたって、川上・川中・川下のサプライチェーンにおける情報伝達を整理する必要がある。このとき、「どのような情報」を「どのように伝達」していくのが重要となるが、我が国の木材流通構造が複雑多岐に渡っていることを踏まえ、以下の2点を整理すべき具体的な内容とし、現況調査を行った（図 1-3）。



注：黒矢印（→）は資源の流れを示し、赤矢印（→）は金銭の流れを示す。

出典：林野庁：『令和4年版 森林・林業白書』（2023.5.30）の参考図表（木材産業のうち「木材加工・流通の外観」）を参考にし、作成した。

図 1-3 我が国の木材流通構造と本事業の事業者区分

川上・川中・川下における情報伝達等の検討にあたり整理すべき具体的な2つの内容

- (1) 持続可能性に配慮した木材の考え方
- (2) 持続可能性に配慮した木材の情報伝達のあり方

現況調査の手法は、インターネット・文献調査（以下、文献調査等）、聞き取り調査（事例調査およびヒアリング）である。調査項目は、先述した具体的な整理すべき内容を念頭に置きながら、「持続可能性に配慮した木材供給・利用に関する事例」とした。

また、聞き取り調査対象（事例）については、本事業において関連する制度等を、過年度の評価ガイダンスも踏まえながら文献調査等を実施し、その結果を基に第1回検討委員会において検討した上で選定した。

最終的には、文献調査等および聞き取り調査（事例調査およびヒアリング）で収集した情報を活用し、木材供給事業者（川上・川中）が建築事業者等（川下）からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給のあり方を検討し、4章においてとりまとめた。

なお、本報告書でとりまとめられた内容は、次年度以降に作成を目指すガイダンス¹⁾の構成要素（本事業に関連する制度等や建築事業者等（川下）から求められる具体的要件、これらの要件を満たす上での課題・対応策）になることを念頭に置いている。

1.2.3. 事業の実施スケジュール

本事業は、表 1-3 のとおり実施した。

表 1-3 事業の実施スケジュール

事業期間	令和6（2024）年				令和7（2025）年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会の 設置・運営		★ 第1回 10/24			⇄ 第2回 1/14～24 （書面）	★ 第3回 2/21	
現況調査 および 情報整理・分析	◆ インターネット・文献調査				◆ 聞き取り調査 （事例調査およびヒアリング）		
とりまとめ				◆ 報告書の作成 事例集の作成			
事業成果の普及							◆ HPへの 情報公開

¹⁾ 本ガイダンスは、木材供給事業者（川上・川中）が持続可能性に配慮した木材供給を、どのように実践し、どのように建築事業者等（川下）に伝達していくのか等に係る手順や方法を示すもの想定している。

第2章 検討経過

検討委員会を各節のとおり開催した。また、委員からの意見を抽出し、以下のように5つの項目で整理した。

委員からの意見を5つの項目で整理

- ① 検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見
- ② 取り扱う情報や取組の内容等に係る意見
- ③ 取り扱う情報や取組の水準等に係る意見
- ④ 求められる情報の提供可能性に係る意見
- ⑤ その他留意事項等

なお、5つの項目で整理するにあたっては、委員会ごとに大項目（整理内容）を設定した。2.1（第1回検討委員会）では、1.2.2に示した「具体的な整理すべき2つの内容」を大項目とした。2.2（第2回検討委員会）では、文献調査等や聞き取り調査（事例調査およびヒアリング）の結果より「調査結果から抽出された課題と整理の方向（3区分およびその他）」を大項目とした。2.3（第3回検討委員会）では、第2回検討委員会で示した「課題と整理の方向性」を、委員の意見を基に再整理し、「持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応策（4区分）」を大項目とした。

2.1. 第1回検討委員会

日 時 令和6（2024）年10月24日（木）14時00分から16時30分まで

場 所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 9階 バンケットルーム9E

委員数 10名（2名が当日欠席したが、事前に意見聴取を行い、その結果を反映した）

議事は、以下のとおりである。

- (1) 事業の実施計画
- (2) 事業の調査項目
- (3) 意見交換
- (4) その他

【1. 持続可能性に配慮した木材の考え方】

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ◇ 「持続可能性に配慮した木材」について、参加者の間で認識の差がある可能性があり、具体的な形で意思統一を図った方が良い。
- ◇ 持続可能性に配慮した木材とは、森林経営計画の下で生産された材である必要。なお、人工造林を伐採後に天然更新する場合については留意が必要。

- ✧ 持続可能性に配慮した木材とは、再造林だけでなく、針広混交林化等生物多様性保全を意図した伐採や天然更新があることに留意すべき。

【2. 持続可能性に配慮した木材の情報伝達のあり方】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ✧ 改正クリーンウッド法に基づいた情報の伝達等を行うための無料の Web システムができるという話を聞いており、活用できればコスト低減になるのではないかな。

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ✧ 現在の木材・木材製品の合法性の証明方法（既存のクリーンウッド法の活用など）から離れたものとならないことが重要。
- ✧ 欧米向けには森林の国際認証があるが、日本においては改正クリーンウッド法に持続可能性を追加し、再造林までセットという日本発の仕組みを作り上げる必要があるのではないかな。
- ✧ 現状は認証材が高く売れたことがないため、認証や CO2 排出削減ラベリング等の取組が可能な買取価格となる市場が必要。
- ✧ ガイダンスを進めていくためには、特に「意欲と能力のある林業経営体」が持続可能性に配慮した木材の供給へのインセンティブを持てるようにする必要。

2.2. 第2回検討委員会

日 時 令和7（2025）年1月14日（火）から24日（金）まで

形 式 書面にて開催し、意見書にて回答を聴取

委員数 12名

議事は、以下のとおりである。

- (1) 調査結果について（中間報告）
- (2) 調査結果から抽出された課題と整理の方向について
- (3) その他

【1. 持続可能性に係る関係者の認識の違い】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ✧ 中長期的且つ俯瞰する視点をもって、持続可能性に配慮した木材を適正な価格で多面的に使用していくことを進め、その取り組みを社会に発信するという視点が重要。先駆的な取組を行う川下側の企業が、その取組の情報発信を行うことにより、ひいては立木価格の適正水準化に繋がると思われる。

- ✧ 川下が求めるトレーサビリティの情報に関するニーズの強さ（例えば：必須/あれば価格等反映可能/あれば商売上有益等）、建設事業者のデュー・デリジェンスの取組に対する反応をはじめ施主の持続可能性に配慮した木材への意識、川下が必要とする持続可能性に配慮した木材利用のための情報が何かを知りたい。

⑤その他留意事項等：

- ✧ 「生物多様性」という語については、混乱を避けるため、あくまで使用する木材の産地となる森林の維持や再生という意味で使用していることを明確にすべき。というのも、対象となる建築物の所在地にて、緑地やビオトープ等を増やすという取組においても「生物多様性」という語が使用されるため。

【2. 情報の確認・伝達手法】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ✧ 持続可能性に配慮した木材の調達について、川下が、こういった木材をどのくらいの数量でいつまでに必要かという情報発信を、どのような手段によって行っているのか、どのくらいの時間的余裕をもって行っているのか等を確認することや、その手段は適切か、課題は何かの検討も必要。
- ✧ 木材加工や流通に係る主体は規模の大小により、行動原理や行動能力に差がある。その差をふまえた課題設定を行い、解決策を見つけていくことが必要。
- ✧ 川中が、川上と川下の間の情報共有をどう図っているか／図れるか、あるいは双方に持続可能性に関する働きかけをどう行っているか／行っていけるかも、あるべき情報共有の仕組みを考える上で追加で確認することが必要。

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ✧ 既存の情報の活用により川上の負担が軽減される。クリーンウッド法など既存の制度や TNFD への対応等、川下企業がどのような情報を求めているのかを整理できるとよい。
- ✧ 持続可能性に配慮した木材の調達事例を作ることが何より重要。取り扱う情報や取組内容が、誰もが模倣可能な形は理想だが、結果的にどの木材も同じ状況となると、付加価値はなくなる。持続可能性に特に配慮した川上と、その木材を求める川下の連携によって、先駆的な事例が生まれるとよい。
- ✧ 森林経営計画を 2 段階にして「持続可能性に配慮された森林経営計画」として認定すれば、情報の連鎖において川上の負担は少なくなるのではないかと。

③取り扱う情報や取組の水準等に係る意見：

- ✧ 川下に行くほど出所の異なる木材が混ざっていく。川下の求める情報の水準が高く

なるほど、分別管理の手間やコストがかかることや、川下からのトレーサビリティが困難になることについても言及すべき。

④求められる情報の提供可能性に係る意見：

- ✧ 持続可能性への配慮を小規模零細な 1 森林所有者に求めることには困難さが伴う。まずは大規模所有者あるいは森林組合というまとまりの中で考えることが重要。その観点で、関連情報の収集や森林所有者への共有について、森林組合として担えることを再確認することが必要。
- ✧ 森林法の遵守、合法木材や森林認証と段階を踏んでいく中で、森林所有者が情報の伝達に対応できるか、対応できないことに対してどのようなサポートが必要かを把握し、方策を検討することも必要。
- ✧ 情報のコーディネートを川上・川中・川下のどこが担うのかが課題。

【3. 価値の配分】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ✧ 情報開示に要するコストや負担について定量的に議論できるとよい。
- ✧ 木材調達における付加価値としての価格アップの可能性について整理してほしい。
- ✧ コストの価格転嫁と付加価値化は結果的には買取価格の上昇となるが、その意義と実行プロセスは全く異なるものであり、課題、整理の方向も分けて整理するべき。

⑤その他留意事項等：

- ✧ 川上・川中から川下への追加的な情報提供に要するコスト負担は情報の利用者（施主含む。）を前提としてほしい。
- ✧ 川上が認証取得の費用負担をしても価格が合わないことから、認証材の供給量を増やすことは難しい。
- ✧ 中小以下の規模の川下企業では、国際的な動向に合わせた対応のためにコスト負担することは厳しい。

【4. その他】

⑤その他留意事項等：

- ✧ 輸入木材を含めて日本での SCM について、海外へ発信することが重要。
- ✧ EUDR 等の運用方法も参考に社会や経済が求める持続可能性に関する尺度について状況に応じ整理してほしい。
- ✧ 持続可能性に関連した情報については、強制力をもって情報フローを構築していくことが必要。

2.3. 第3回検討委員会

日 時 令和7（2025）年2月21日（金）15時00分から17時30分まで
場 所 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 7階 カンファレンスルーム 7C
委員数 11名（当日1名欠席）

議事は、以下のとおりである。

- (1) 第1回・第2回検討委員会における意見概要
- (2) 追加ヒアリング・事例調査結果
- (3) 課題と対応方向（案）について
- (4) その他

【1. 情報の種類等】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ✧ 国産材より認証材を求める大手ハウスメーカーもあるが、国産材を使う方向への変化はみられる。
- ✧ ゼネコンにおいて国産材を使うかどうかは、発注者の意向による。ゼネコンとしては、発注者から国産材を使いたいという意向が出てくれば対応できるようにコネクションを作っていくという対応になる。大手企業は TNFD や CDP への対応が必須となっており、発注者層に変化は出てきていると感じている。

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ✧ 改正クリーンウッド法等の制度は持続可能性に配慮したものとして国際的に十分通用するもの。
- ✧ 次年度は独自の取組をどう取り上げるかがポイントになると考える。生物多様性については民間の独自の取組を収集して発信すべき。
- ✧ 森林認証について、ネイチャーポジティブへの対応状況等も踏まえて位置付けを整理すべき。

③取り扱う情報や取組の水準等に係る意見：

- ✧ 改正クリーンウッド法に基づき、合法性の証明と伝達に川上から川下まで徹底して取り組み、国際的に発信することが重要。
- ✧ 日本の森林計画制度に基づき伐採され、クリーンウッド法に基づき流通するものは持続可能性に配慮した木材として整理し世界に発信することが重要。一方で、国際的な企業の TNFD 等への対応に向けた取組についても整理が必要。

【2. 情報の確認・伝達】

④求められる情報の提供可能性に係る意見：

- ✧ 改正クリーンウッド法の施行を控え、川下・川中からは合法性証明等の書類を全て提供してほしいとの依頼も来ている状況。原木の流通において、手間はかかるが合法性証明等の書類を川中（工場）に出すことは可能。

【3. 関係者の役割】

意見なし

【4. 全般的な事項】

⑤その他留意事項等：

- ✧ 国内には 250 万 ha の認証林があるが、山側では、認証材を求める人がいないとの声もあるので、情報のギャップが生じている可能性もある。
- ✧ 個別の企業を評価する TNFD や CDP の現在の指標では、再造林による人工林の経営が評価されない一方で、欧州全体の規則である EUDR は、森林劣化・減少に対応することを目的としており、その文脈では再造林が寄与する。それら異なる指標での評価があることに留意した上で、国際的な動向を理解することが必要。また、その視点から日本の強みを国際的に発信することが重要。
- ✧ 森林認証や CDP への対応コストが大まかでもわかると議論しやすい。

第3章 調査結果

本章では、文献調査等および聞き取り調査の結果を示す。

聞き取り調査（3.1 事例調査および3.2 ヒアリング）にあたっては、林野庁の「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」（評価ガイドンス）を念頭として、事前に情報収集した内容を基に聞き取り項目を設定し（表 3-1）、持続可能性に配慮した木材供給・利用を行う事業者等に対して、現在の事業等の取組状況を聞き取った。聞き取りにあたっては、基本的に Web 会議システムを利用し、一部、対面による聞き取り・現地踏査を行った。

調査対象は、対象を川上（森林経営）・川中（木材加工・流通）・川下（建築）の3区分とし、各区分に該当する検討委員や文献調査等より抽出された事業者について、第1回検討委員会における検討を経て選定した。このほか、3区分以外に評価機関等として持続可能性に係る評価を行う事業者や、生物多様性に係る情報開示や枠組みの構築を行う事業者についても調査対象に追加した。

なお、調査実施日および調査対象は表 3-2 のとおりである。

表 3-1 聞き取り調査項目（調査対象共通）

川上（森林経営）持続可能な木材（丸太）の供給を求められた場合
・ 持続可能性が担保された木材の需要が増えることについて、どう考えているか。 ・ 持続可能性が担保された木材の需要拡大が、持続可能な森林経営の拡大につながるようにするためには、どのようなことが必要だと考えているか。 ・ 持続可能性が担保された木材の供給について、課題として感じていることはあるか。 ・ 持続可能性への配慮の確認のために、川中に提供できる情報は何かあるか。
川中（木材加工・流通）持続可能性が担保された木材・木材製品の調達・供給する場合
・ 持続可能性が担保された木材製品を需要者から求められた場合、供給上の課題はあるか。 ・ 持続可能性が担保された木材（原木）の調達について課題はあるか。 ・ 持続可能性が担保された木材製品の供給を拡大していく場合、どのような課題が出てくると考えているか。 ・ 持続可能性への配慮の確認のために、川下に提供できる情報は何か。
川下（建築）国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達する場合
・ 持続可能性に係る国際的な動きを踏まえ、今後どのようなことに留意が必要と考えているか。 ・ 現時点で、調達上の課題として感じていることはあるか。 ・ 持続可能性への配慮の確認のために必要な情報は何か。
評価機関等 持続可能性や生物多様性に関する取り組み
・ 事業概要について ・ 持続可能性に係る考え方について

表 3-2 調査実施日および調査対象者

区分	No.	調査実施日	調査対象者
川上	1	令和 6 (2024) 年 12 月 12 日	A 社 1 名：取締役
	2	令和 6 (2024) 年 12 月 23 日	B 社 1 名：事務局長
	3	令和 6 (2024) 年 12 月 24 日	C 社 1 名：参事
川中	4	令和 6 (2024) 年 10 月 16 日	D 社 1 名：理事長
	5	令和 6 (2024) 年 10 月 22 日	E 社 1 名：副会長
川下	6	令和 6 (2024) 年 12 月 16 日	F 社 2 名：室長 環境経営関係部署、設計関係部署
	7	令和 6 (2024) 年 12 月 10 日	G 社 2 名：設計部主任/取締役社長（ほか 1 名）
	8	令和 6 (2024) 年 12 月 17 日	H 社 2 名：部長（ほか 1 名） 渉外関係部署
	9	令和 6 (2024) 年 12 月 19 日	I 社 6 名 調達関係部署、環境経営関係部署、 技術等関係部署
評価等	10	令和 6 (2024) 年 11 月 29 日	J 社 3 名
	11	令和 7 (2025) 年 1 月 17 日	K 社 1 名

注 1：調査の実施にあたっては、主に 3 名体制で一般社団法人日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ、森林情報グループ、国際協力グループの職員が実施した。

注 2：調査は、基本的に Web 会議システムを利用し、一部、対面による聞き取り・現地踏査を行った。

調査に関して補足すると、3.1 および 3.2 の調査対象者は同一人物である。しかしながら、「個別ヒアリングの実施結果」は各社の機密情報を含むため、調査対象者のプライバシーを保護する観点より個人を特定できる情報は非開示とした。

このため、3.1 は「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係る事例」として、我が国の現場実態を広く理解するために事例として整理した（巻末資料参照）。3.2 は「個別ヒアリング結果」として、表 3-2 に示す調査対象者に表 3-1 を質問し、回答された意見等を抜粋し、概要として示す。

3.1. 持続可能性に配慮した木材供給・利用に係る事例

文献調査等および聞き取り調査（事例調査およびヒアリング）の結果より、持続可能性に配慮した木材供給・利用を行う事業者の現場実態の一例また事業の取組例として、各項で整理した。

事例は11件あり、川上（森林経営）を3件（3.1.1から3.1.4まで）、川中（木材加工・流通）を1件（3.1.5）、川下（建築）を4件（3.1.6から3.1.9まで）、評価機関等を2件（3.1.10および3.1.11）の4区分順に示している。また、各区分でテーマを設け（以下参照）、大まかに4つの項目（取組の背景、取組の内容、情報伝達の方法等、今後の取り組み）でまとめた。

なお、川上の1件（3.1.4）および評価機関等の2件は、文献調査等の結果である。

事例紹介における各区分のテーマ

川上（森林経営）	持続可能な木材（丸太）の供給を求められた場合
川中（木材加工・流通）	持続可能性が担保された木材・木材製品の調達・供給する場合
川下（建築）	国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達する場合
評価機関等	持続可能性や生物多様性に関する取り組み

3.1.1. 川上事例 | 南三陸森林管理協議会

(1) 取組の背景

平成23（2011）年の東日本大震災をきっかけに南三陸町のあり方を検討し、山側の責務は「持続可能な森林管理」であるべきと結論付け、FSC認証の取得を決意した。

平成27（2015）年に、森林経営計画がある町有林と森林所有者が、南三陸森林管理協議会を設立し、県内初のFSC認証を共同認証により取得した。令和6（2024）年12月時点のFSC認証林の面積は2,579haであり、そのうち2,471haが『令和6年度前期自然共生サイト』¹⁾に登録されており、一部の認証林ではJ-クレジットの創出も行っている。

(2) 取組の内容

令和5（2023）年には、南三陸森林管理協議会のFSC認証林において、WWF²⁾と共同でTNFDが推奨するLEAPアプローチ³⁾のパイロットプロジェクトを実施した。FSC認証とLEAPアプローチの審査項目の高い整合性や、双方で求められる情報の類似性を確認した。

¹⁾ 令和6年度前期「自然共生サイト」認定結果について | 報道発表資料 | 環境省：
https://www.env.go.jp/press/press_03747.html, (2025.2)

²⁾ WWFとは、World Wildlife Fund（世界野生生物基金）の略である。なお、現在はWorld Wide Fund for Nature（世界自然保護基金）へと名称を変更しているが、略称はWWFのままである。

³⁾ LEAPアプローチとは、TNFDが情報開示に向けて提唱したアプローチである。自然関連リスクと機会を科学的根拠に基づき体系的に評価するプロセスである。作業の仮説立て、目標とリソースの調整等の計画範囲を定め、4つのステップ（Locate：発見、Evaluate：診断、Assess：評価、Prepare：準備）を進めていく。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

伝達する情報として、伐採届や森林経営計画、LEAP のフォーマット、FSC 審査レポート、自然共生サイト情報等が挙げられる。

イ. 情報の取扱い方法

川下側から TNFD 開示のために LEAP¹⁾に沿った質問票への回答要請がある場合、事業内容の自然関連の依存やインパクト、リスク、機会を特定し、重要度を明確にした上で情報を提供可能である。



出典：WWF ジャパン公式 HP : <https://www.wwf.or.jp/activities/activity/5391.html>, (2025. 2)

図 3-1 TNFD が動き出すと想定される社会の動きの取り扱いイメージ

(4) 今後の取組

今後より一層持続可能性を担保するための情報開示が求められることを認識しており、FSC 認証に留まらず、多様な自然情報の提供に対応可能な体制の強化を図っている(図 3-2)。その一例として、イヌワシ生息環境再生プロジェクト²⁾が挙げられる。当プロジェクトをきっかけに、生物多様性の保全に関心のある企業との木材取引にもつながったことから、生物多様性保全に賛同する企業等と連携し、持続可能な林業経営につなげるビジネスモデルの拡大に取り組んでいる。

¹⁾ LEAP は情報開示ツールの一例であり、必須ではない。

²⁾ 南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト協議会 : <https://m-inuwashi.com/>, (2025. 2) において、具体的なプロジェクト内容等の情報発信を行っている。

(5) 補足



荒島（あれしま）¹⁾全体像



荒島（あれしま）林内



FSC 認証林（木材生産林）



南三陸 FSC 親善大使 MV 完成披露試写会²⁾

出典：受託者が撮影した。

図 3-2 南三陸町の自然環境に係る取り組み

¹⁾ 荒島（あれしま）は、宮城県南三陸町志津川湾に浮かぶ島で、徒歩で島に入ることが可能である。3つの植生（スギなどの針葉樹林、タブノキなどの常緑樹林、落葉広葉樹林）が共存する貴重な自然環境で、多様な植生により自然観察や環境学習に適した場所である。また、FSC 認証林にも登録されており、南三陸町の環境保全と観光振興等の重要な役割を果たす島である。

²⁾ 南三陸地域 FSC 自然大使に任命された宮城県南三陸高等学校の学生4名が、森林と生物多様性の保全を訴えることを題材にミュージックビデオ（MV：ラップ曲）を制作した。本MVの製作にあたっては、WWF ジャパンの協力も得ながら、FSC 認証林内で撮影を行い、ネイチャーポジティブを体現することや、森林の魅力を伝えることを目指している。参考：「ユメミドリ/狗鷲」 | 宮城県南三陸高校【志高チャンネル】：https://www.youtube.com/watch?v=LR_fKeuW9Eo, (2025. 3)

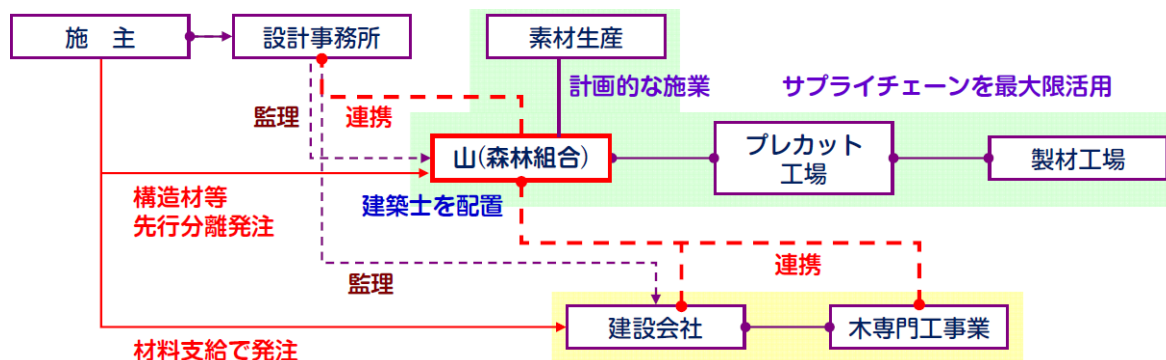
3.1.2. 川上事例 | 登米町森林組合（登米市森林管理協議会）

(1) 取組の背景

令和 2（2020）年の東京オリンピックをきっかけとして、地元の木材の PR のために認証材の必要性が高まり、南三陸に倣って平成 28（2016）年に登米市有林 2,717ha の FSC 森林認証を取得すると同時に、森林認証材の流通を一元管理するため、登米市森林管理協議会を設立した。現在では、近隣森林組合等とのグループ認証により、7,793ha まで広がっている。

(2) 取組の内容

平成 29（2017）年に、FM 認証の手続を行う事務局を登米市、素材流通をとりまとめる流通事務局を米川生産森林組合で分担することで効率化を図った。石巻合板工業が CoC 認証を取得していることから、登米市森林管理協議会として協定を締結し、市内の森林組合の流通を一元管理することで、毎年安定的な認証材の生産・販売流通が可能となった。この仕組みを発展させ、商社やデザイン関連企業との協業により認証広葉樹材の高付加価値化と販路開拓、さらにはプロジェクト認証による公共施設や JA の大型案件に木材を供給し、安定供給と山への還元を実現している（図 3-3）。



出典：登米森林組合担当者より提供資料（2024.12）

図 3-3 材工分離～山がコアとなり進める新たな取り組み

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

伝達する情報として、FM 認証や CoC 認証等に関するものが挙げられる。

イ. 情報の取扱い方法

川上（森林組合）をハブとして、CoC 認証情報により各事業者をつないで木材流通をコーディネートしている。

ウ. その他

大規模受注についても、南三陸町の FSC 認証材と共同の木材供給体制により対応が可能である。

(4) 今後の取組

認証林面積の拡大や広葉樹活用の強化など、持続可能な木材供給に向けた多角的な取組を加速するとともに、地域資源を最大限に活用しながら次世代へと引き継ぐことで、趣旨に賛同する企業などからの受注を拡大し、持続可能な林業経営のビジネスモデルの確立に取り組んでいる。

3.1.3. 川上事例 | 田島山業株式会社

(1) 取組の背景

令和 2 (2020) 年の線状降水帯による激甚災害において自社林が被災したことを契機として、森林の多面的機能の可視化および収益化を目指し、J-クレジットや生物多様性保全等による自社林の付加価値向上を指向している。

(2) 取組の内容

間伐による長伐期施業を基本方針としつつ、主伐地に関しては 100% 再造林を実施している。令和 3 (2021) 年度に J-クレジット制度のプロジェクト登録を行い、同社の森林による二酸化炭素吸収量を可視化した。また、J-クレジット創出地でもある 1.64ha の森林（大分県日田市）において、環境省の定める『令和 5 年度前期自然共生サイト』¹⁾ の認定を受け、企業や大学と連携した動植物モニタリング調査を実施し、生物多様性保全を進めている。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

伝達する情報として、環境省の 30by30 推進プログラム認定²⁾³⁾に関連する情報（自然共生認定サイト、マッチング、支援証明書等）や J-クレジット制度認定情報、企業や大学と連携した生物多様性モニタリング情報などが挙げられる。

¹⁾ 令和 5 年度前期「自然共生サイト」認定結果について | 報道発表資料 | 環境省：
https://www.env.go.jp/press/press_02179.html, (2025. 2)

²⁾ 30by30 とは、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」における 2030 年グローバルターゲットの 1 つである。保護地域の拡張と管理の質の向上および保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を通じ、2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。

30by30 | 環境省：<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>, (2025. 2) に詳細な内容が記載されている。

³⁾ 30by30 推進プログラム認定とは、我が国の 30by30 目標の達成に向けた重要な取り組みの 1 つであり、令和 5 (2023) 年 4 月から「自然共生サイト」認定制度を基盤に実施している。

イ. 情報の取扱い方法

供給木材に関しては、伐採届や森林経営計画をもって持続可能性が担保されていることを証明することができる。

多面的機能に関する情報については、環境省 30by30 推進プログラムや J-クレジット制度 HP、自社 HP¹⁾ 等より提供が可能である。また、読売新聞や大分合同新聞など、メディア取材による情報発信を行っている。

ウ. その他

令和 6（2024）年には J-クレジットを LINE ヤフー株式会社など複数社に販売、また株式会社ソラシドエアとの包括的連携協定等による企業の森づくりを実施している。脱炭素や生物多様性保全の取組みを、今後も定期的に情報を発信する予定である。

(4) 今後の取組

土壌保全機能、水源涵養機能といった森林の役割を「見える化」しつつ、森をフィールドとして、関わって頂いた方々と共に“楽しさ”を備えたサステナビリティ活動を推進していく。“魅せる森づくり”を目指して、趣旨に賛同する企業などから資金を調達し、持続可能な林業経営のビジネスモデルを構築する。

3.1.4. 川上事例 | 佐伯広域森林組合

(1) 取組の背景

持続可能な森林経営を目指して「佐伯型循環林業」という 50 年を 1 サイクルとする独自の循環型林業システムを構築した。大型パネル工法の普及推進を通じて、マーケットイン手法を導入し、国産材の付加価値向上を指向している。

(2) 取組の内容

令和 5（2023）年 6 月、ウイング株式会社（住宅部材メーカー）、ウッドステーション株式会社（大型パネル加工業者）、大分県佐伯市とともに「佐伯市産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」を締結した。4 者によるこの協定は、佐伯広域森林組合における再造林率を 100%とする目標を掲げており、大型パネルの製品価格に再造林費用を含めることで、再造林にかかる素材生産者の負担を軽減し、森林資源の循環利用を促進している。

¹⁾ 田島山業株式会社：<https://tajimaforest.co.jp/>, (2025.2) において具体的な事業等の情報発信を行っている。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

伝達する情報として、川下であるウイング株式会社が求める品質、量、価格に応じた適切な合法伐採木材の情報、再造林費用などが挙げられる。

イ. 情報の取扱い方法

ウッドステーション株式会社が仲介役として川上の情報を収集し、川下に提供するとともに、必要に応じて関係者の協議の場を設定し、情報の円滑化に注力している。川下が合法伐採木材を必要とするタイミングについても川上に情報共有し、供給体制を支援している。

ウ. その他

佐伯市は、佐伯広域森林組合が活用可能な補助事業等に関する情報提供を行うとともに、当該協定に基づく市産材利用の取組を情報発信している。

(4) 今後の取組

大規模製材工場の活用により、年間 12 万 m³ の丸太消費量を維持し、需要に応じた安定供給を継続している。合法木材である佐伯市産材の意義やメリットの情報発信を行うことで積極的な活用を推進し、地域経済の活性化からカーボンニュートラルに寄与する持続可能な林業経営のビジネスモデルを確立している。

(5) 備考

(1) から (4) までの情報は、文献調査等の結果を整理した。

出典 1：佐伯市産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定について：<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0038245/index.html>, (2025.2)

出典 2：再造林型木材取引協定-佐伯広域森林組合：<https://www.saikiforest.or.jp/top/saizourin/>, (2025.2)

3.1.5. 川中事例 | ノースジャパン素材流通協同組合

(1) 取組の背景

平成 15 (2003) 年に岩手県内の素材生産業者や森林組合が共同で設立した「岩手県素材流通協同組合」が母体となり、組合員が生産する原木をとりまとめ、販売先との数量調整や価格交渉、決済、新規顧客の開拓などを協同組合が一手に引き受けることで、組合員は現場の確保や生産といった業務に集中できる体制を構築した結果、地域内の原木販売を効率化し、安定供給を実現した。

平成 20 (2008) 年に現在の名称へ改称し、東北を中心に事業エリアを拡大している。

(2) 取組の内容

平成 20（2008）年に「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」¹⁾を制定し、合法木材やバイオマス証明の普及・啓発活動を展開した。その後、違法伐採問題への国際的な関心の高まりを受け、クリーンウッド法や合法木材ガイドラインに基づき、合法性の確認（証明書類提出の徹底）を強化した。また、毎月組合員に納入希望アンケートを実施し、迅速に川上と川下をマッチングさせ、流通を最適化している。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

伝達する情報として、伐採適合通知書や保安林伐採許可書や国有林との立木売買契約書等といった合法性を担保するための各種書類のほか、流通調整のための書類として、出荷場所の土場名、納入開始日、終了予定日、納入先等が記載されている納入開始届が挙げられる。また樹種や径級、品質といった川下からの出荷の希望に関する情報や、希望納品先や対応可能原木情報など川上からの納入希望に関する情報も伝達している。

イ. 情報の取扱い方法

図面も含めた各種書類内容をランダムに抽出し、現地検査を実施し、合法性を確認している。川下の要求には、川上から収集した証明書類等を情報提供することで応じている。また、月刊情報誌：「NJ 素流協 News」²⁾を通じて、客観的かつ公正な情報を提供している。

(4) 今後の取組

「協同組合の社会的責任」を果たすことを基本理念とし、「需要」と「供給」の間で触媒的役割を果たしながら、国産材の安定供給と森林資源保全に注力していく。

3.1.6. 川下事例 | 住友林業株式会社

(1) 取組の背景

平成 17（2005）年に「木材調達基準」、平成 19（2007）年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施している³⁾。これらの基準は、合法性の確保だけでなく、生物多様性保全、労働慣行、人権及び地域社会への配慮を含む包括的なアプローチを採用し

¹⁾ 流通対象の多様化-ノースジャパン素材流通協同組合：https://www.soryukyo.or.jp/goho-wood/、(2025.2)において合法木材等に係る具体的な取組の情報発信を行っている。

²⁾ 情報紙 NJ 素流協 News-ノースジャパン素材流通協同組合：https://www.soryukyo.or.jp/backnumber/、(2025.2)において各種情報発信を行っている。

³⁾ 流通事業におけるサプライチェーンマネジメント | サプライチェーンマネジメント | 住友林業：https://sfc.jp/information/sustainability/social/supply-chain/distribution.html、(2025.2)において住友林業株式会社の調達に係る基本的な考え方が示されている。

たものである。平成 29（2015）年には「住友林業グループ調達方針」¹⁾へと改訂し、木材以外の建材資材も含むあらゆる調達物品に対象範囲を拡大した。

（2）取組の内容

住友林業サステナビリティ推進担当役員を委員長とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置し、木材の調達基準や違法伐採のリスク評価など、グループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議している。令和 5（2023）年には、本委員会を年 4 回開催し、141 社の調達先について合法性の確認と「サステナビリティ調査」を実施した。各調達担当が木材調達デュー・デリジェンスマニュアルに従って情報を収集し、地域・樹種ごとに定められた関連書類を照合して、伐採地までのトレーサビリティを確認した。

（3）情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

伝達する情報として、森林認証、サプライヤーのコンプライアンス意識状況、クロスセクターでの持続可能性を確認する項目など 52 項目²⁾が挙げられる。

イ. 情報の取扱い方法

調査結果として中リスクおよび高リスクと評価された木材製品については、必要に応じて現地調査を実施し、伐採地までのトレーサビリティを確認している。調達基準に適合していない場合は取引先との対話等を重ね、持続可能性の確認ができないサプライヤーとは契約を停止している。

（4）今後の取組

住友林業グループは、今後も引き続き、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、「住友林業グループ調達方針」に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を徹底していく。

¹⁾ 調達方針 | 住友林業 : https://sfc.jp/information/company/keiei_rinen/mokuzai/, (2025.2) において詳細な内容が記載されている。

²⁾ 項目の例として、サプライヤー名称、所在地、木材の種類、樹種、年間の調達量、サプライヤーへの訪問記録、各種合法性証明書等である。

3.1.7. 川下事例 | 株式会社竹中工務店

(1) 取組の背景

昭和 46（1971）年から「設計に緑を」という標語を掲げ、環境への取組を長年にわたって継続している。調達方針でも、活動指針として環境保全や地域の発展に寄与する材料や工法の選定に配慮することを定めており、取引先ガイドラインにおいても同様の事項を取引先に対しても理解・賛同を求めている¹⁾。

(2) 取組の内容

業界に先駆けて、TNFD 最終提言 v1.0 に基づく自然情報開示レポートを令和 6（2024）年に発行した²⁾。本レポートでは、TNFD の推奨する LEAP アプローチに沿って、事業規模や自然への影響の大きさ、また自社にとっての重要性、近年の社会的な規制の状況等を勘案し、建設工事（新設・解体）を対象に分析を行い、木材調達への取組を記載した。また令和 2（2020）年から重点課題として生物多様性の保全に取り組んでおり、自社敷地において 2 件の自然共生サイト認定を受けた。

ア. TNFD（LEAP アプローチ）によって明らかになったリスクと機会

同社事業における生物多様性に配慮した取組が、自然関連の事業機会も拡大させる関係にあることを示唆していた。

イ. アに対する具体的な対処事例を掲載

各事例について、概要説明や参考写真・図とともに、取組種別、関連する自然領域、自然に対する影響への対処方法の類型等を整理して掲載している。関連する自然領域「森林」では、都市木造を中心とした中高層木造建築や木質化を実現する様々な技術や構造用木材の供給に関する課題の把握、生物多様性保全の実践・検証及び人材育成の取組などを掲載している。

(3) 今後の取組

「竹中グループ環境戦略 2050」において、脱炭素、資源循環、自然共生を統合的に推進し、環境に貢献することを令和 32（2050）年のゴールとして設定した³⁾。これら環境戦略を着実に推進しながら TNFD や TCFD（気候変動関連）等の情報開示への迅速な対応を図る。

¹⁾ 調達方針 | 竹中工務店：<https://www.takenaka.co.jp/corp/policy/procurement/>, (2025.2) において株式会社竹中工務店の調達方針が示されている。

²⁾ TNFD 情報開示フレームワークに基づいた TNFD レポートを開示 | プレスリリース 2024 | 情報一覧 | 竹中工務店：<https://www.takenaka.co.jp/news/2024/06/01/>, (2025.2) において竹中工務店の TNFD レポート（令和 6（2024）年 5 月 31 日付）が開示されている。

³⁾ 成長戦略 | 竹中工務店：<https://www.takenaka.co.jp/corp/message/strategy/>, (2025.2) において詳細が記載されている。

3.1.8. 川下事例 | 大成建設株式会社

(1) 取組の背景

農林水産省、環境省と大成建設グループ4社で「建築物木材利用促進協定」を締結した¹⁾。本協定の締結は、大成建設グループの長期環境目標「TAISEI Green Target 2050」で掲げる「森林資源・森林環境の課題解決」に向けた取組の一環として推進している²⁾。

(2) 取組の内容

ア. 適切な木材調達を行うための実態把握調査実施

適切な木材調達を行うため、木の仕上げ材およびは型枠材といった木材製品を取り扱う取引先（例年 60 社程度）を対象として、木材調達に関する実態調査をアンケート形式で実施し、国産材の使用状況も併せて確認している。アンケート結果を受けて取引先を訪問して、取り組み状況をヒアリングし、事業主等との意見交換も実施している。

イ. 地域産木材の活用

施主から地元貢献できる建築物にしたいとの希望があり、自治体・発注者・施工会社・森林事業者が連携して、建築物への地域材の利用と伐採後の再造林への関与を実現した。

(3) 今後の取組

令和 6（2024）年 12 月に発表した木質建築の「分類表」と「コンセプトモデル」を活用し、カーボンニュートラルの達成と同時にウェルビーイングの向上を実現させる木質建築を提供することで、木質建築物に付加価値をもたらすとともに、将来にわたり持続可能な建築を実現した³⁾。

また、継続して木材調達に関する実態把握と必要に応じた対策を講じ、持続可能な木材調達を実現している。さらに、施主が木材供給地と連携して森づくりにも携わる取組については、希望する施主と共同で展開している。

¹⁾ 農林水産省・環境省と大成建設グループ4社で「建築物木材利用促進協定」を締結 | 大成建設株式会社：https://www.aisei.co.jp/about_us/wn/2024/240327_9957.html, (2025. 2) において詳細が記載されている。

²⁾ TAISEI Green Target2050 | 持続可能な環境配慮型社会の実現 | 環境 | 大成建設サステナビリティ：<https://www.aisei-sx.jp/environment/tgt/vision.html>, (2025. 2) において大成建設株式会社の長期環境目標等の詳細が記載されている。

³⁾ 木質建築の定義と分類表を独自に策定しコンセプトモデルを構築 | 大成建設株式会社：https://www.aisei.co.jp/about_us/wn/2024/241203_10240.html, (2025. 2) において木質建築の「分類表」・「コンセプトモデル」の詳細を記載している。

3.1.9. 川下事例 | 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社

(1) 取組の背景

平成 29（2017）年に森林パートナーズ株式会社を創業し、林業に利益が還元する仕組みづくりに着手した。

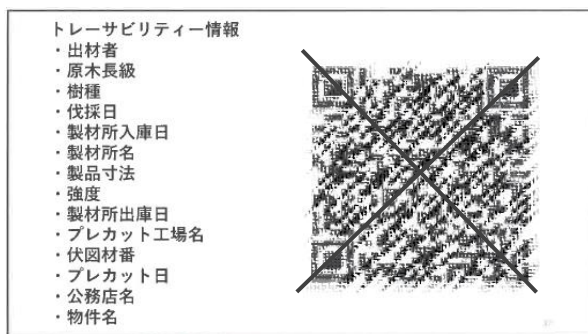
(2) 取組の内容

川上から川下をつなぎ需給取引情報を事業者全体で共有するプラットフォーム『森林再生プラットフォーム』（以下、プラットフォーム）を構築し、工務店への木材の安定供給、消費者へ履歴が見える木材の供給に寄与するとともに、工務店の直接原木購入によって山元へ利益還元を実現している。また、物流と商流の循環の回転を速めるため、プレカット工場で具体的な物件の施工が始まったタイミングで、工務店から製材所にも山元にも代金を支払う形になっており、プラットフォームの情報を介した関係者の信頼関係の向上にも寄与している。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

構造材のトレーサビリティ情報として、二次元コードや IC タグを活用して詳細な木材情報の公開をしている（図 3-4）。



出典：伊佐ホームズ株式会社担当者より提供資料（2024. 12）

図 3-4 トレーサビリティ情報（二次元コード）

イ. 情報の取扱い（入手）方法

施主から得た木材需要情報を工務店がプラットフォームに流し、プラットフォームから迅速にプレカット工場や製材所、山主に情報共有を行っている。

ウ. その他

情報のうち木材の強度や含水率など、開示した場合に木材の取り扱いが煩雑化、施主の不信（誤解）等が予測される項目については開示を限定するなど留意して情報を開示している。

(4) 今後の取組

現在は木材 1 本 1 本の履歴が可視化できているため、施主に訴求できる住宅の付加価値につなげていきたい。

3.1.10. 評価機関等 | 一般社団法人 CDP Worldwide-Japan

(1) 取組の背景

母体である CDP (Carbon Disclosure Project) は、平成 12 (2000) 年に企業や都市の環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営する非営利団体として英国で発足した。令和 5 (2023) 年には 23,000 社以上の企業が CDP を通じて環境情報を開示しており、世界的な企業価値を測る重要な指標の一つである。

日本においては、同年約 2,000 社の企業が CDP を通じて環境情報を開示している。令和 6 (2024) 年には、情報開示の 3 つのテーマ (気候変動、水資源、フォレスト (森林)) を 1 つに統合するとともに、中小企業向けの簡易版を追加した。

(2) 取組の内容

CDP の主な活動内容としては、毎年、主要企業に対して気候変動、水資源、森林に関する質問書を送付し、情報開示の要請を実施している。その回答内容を分析し、企業の取り組みを評価してスコアリングしており、回答された質問表は基本的に公開され、評価結果も世界に公表している。こうして収集した環境情報を投資家に提供することで、ESG 投資の判断材料として活用されている。

令和 5 (2023) 年までの日本の CDP フォレストの回答状況は、271 社中 105 社 (回答率 39%) である。これは森林リスク・コモディティとされる 7 つの農林畜産物類 (畜牛品、パーム油、大豆、木材、天然ゴム、カカオ、コーヒー) (以下、森林コモディティ) に関連する事業を行う企業を対象として行われたものであり、森林減少の主な要因とされる森林コモディティ関連企業の取組を把握し、回答を通じて改善を支援することを目的としている。このうち、ベストプラクティスと認定された A リストの企業数は 7 社あり、これは国別 A リスト企業数としては世界最多であり、水資源においても日本の企業が最多となっている。

(3) 今後の取組

CDP フォレストは他テーマ同様、環境問題の 1 つとして統合されたため、新しい情報開示方法の普及・啓発に取り組む。

3.1.11. 評価機関等 | TNFD コンサルテーショングループ・ジャパン

(1) 取組の背景

母体である TNFD (The Taskforce on Nature-related Financial Disclosures : 自然関連財務情報開示タスクフォース) は、企業や金融機関が自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示するための枠組みを構築する国際的な組織であり、平成 31 (2019) 年 1 月の世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) において提起され、令和 3 (2021) 年 6 月に正式に発足、令和 5 (2023) 年 9 月に情報開示のフレームワークの最終提言が公表された。最終提言を踏まえ、令和 6 (2024) 年 1 月までに、その開示を宣言した企業は「TNFD Early Adopter」と呼ばれ、全世界で約 320 社あるが、そのうち 80 社を占める日本は国別で世界最多である。

(2) 取組の内容

企業や金融機関等が TNFD に沿った情報開示を実施することにより、事業活動による自然資本等への関わりやリスクを認識し、科学に基づく目標設定を行うことで、地球規模でのネイチャーポジティブ推進に寄与する。

TNFD フレームワークでは、「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクト管理」「測定指標とターゲット」の 4 つの柱に基づいて情報開示を行う。

森林関連で想定される該当内容として、「ガバナンス」では、森林資源への依存や影響、リスクと機会に関する監督責任を明確化することで経営陣による意思決定体制の構築するほか、国際認証等を通じて森林管理者や地域社会と連携し、持続可能な管理を推進する。「戦略」では、森林伐採や再植林の影響を考慮して事業戦略に統合することで短期・中期・長期計画を策定するほか、上流 (森林伐採) から下流 (製品利用) まで生態系への影響を明示することで、バリューチェーン全体を考慮することができる。「リスクとインパクト管理」では、森林伐採による生態系破壊などのリスクを評価し優先的に対応することで、リスク・機会の特定と優先順位付けを行う。また、森林管理が直接的および間接的に与える影響 (木材流通等) 等のバリューチェーン全体での評価を分析し、継続的なモニタリングと改善策の実施を行うことで、管理プロセスを構築することができる。「測定指標とターゲット」では、森林面積や生態系サービスへの依存度、炭素吸収量など、森林面積の変化、生物多様性指標、炭素吸収量などの指標の設定や、国際認証基準を活用し、自然関連データを体系的に収集・開示することで国際認証との整合性提示を可能とする。

3.2. 個別ヒアリングの実施結果

本節では、持続可能性に配慮した木材の供給・利用を行う事業者等に対して、現在の事業等の取り組み状況を聞き取った。先述した表 3-2 に示した調査対象者の意見概要を各項で示し、聞き取り調査項目は表 3-1 のとおりである。

なお、調査の実施にあたっては、主に 3 名体制で一般社団法人日本森林技術協会の職員（林業経営グループ、森林情報グループ、国際協力グループ）が実施した。

また、先述したとおり、本節は各社の機密情報を含むことから、調査対象者のプライバシーを保護する観点より個人を特定できる情報は非開示とし、意見等を抜粋して概要とした。

3.2.1. 川上（素材生産） | A社

日 時 令和 6（2024）年 12 月 12 日（木）10 時 00 分から 12 時 00 分まで

形 式 Web 会議システムによる聞き取り調査

対象者 1 名（取締役）

意見概要：

- ◇ 現状、持続可能性を証明することに対するコストが見合わないため、コストを補うための J-クレジット等の他の収入があれば、取り組みやすいと思慮。
- ◇ 周辺に「生物多様性」として配慮している事業者はいないため、どの程度を持続可能性として認めるのかが重要と思慮。具体的には、森林経営計画にランクを付ける、森林認証の有無等で持続可能性を証明できるとなると、取り組みやすいと思慮。
- ◇ 自然共生サイトが TNFD において評価され、投資を呼び込めることを期待。

3.2.2. 川上（素材生産） | B社

日 時 令和 6（2024）年 12 月 23 日（月）09 時 00 分から 17 時 00 分まで

形 式 現地踏査

対象者 1 名（事務局長）

意見概要：

- ◇ 持続可能性の定義、担保する方法によっては手間が増えるおそれがあるが、持続可能性が価値として認められる潮流は好ましい。
- ◇ 今後、デュー・デリジェンスの基準が高まることが想定される。持続可能性が担保された木材を求める市場（取引）が広がっていることを川上が認識し、かつ、必要な情報を提供できる能力と川下に伝達できることが必要。

- ◇ サプライチェーンが複雑で川下の要望が川上に伝わりにくい。木材の生産者側と消費者側で意識に差異がある。
- ◇ 認証のためのコストは価格に反映されていない。なお、認証を求めるユーザーとつながることで買い手の範囲が拡大。FSC、生物多様性（イヌワシの狩場創出）の取組自体が顧客に対するコミュニケーションツールとなっている。

3.2.3. 川上（素材生産） | C社

日 時 令和6（2024）年12月24日（火）10時00分から12時00分まで

形 式 現地踏査

対象者 1名（参事）

意見概要：

- ◇ 地域材を使用したいニーズはある。しかし、完成した住宅や家具等で木材の産地の確認が難しい場合が多い。伐採・加工・建設までを一貫し、伝票で明示されることと、第3者によって視覚的に確認できることを担保することが求められる。
- ◇ 持続可能性が担保された木材の需要拡大が持続可能な森林経営につながるためには、森林所有者等への収入増、林業事業体の意欲向上、従事する人材の増加、森林への興味関心の増加が必要。また、川上の情報が川下（顧客）に適切に伝達されることも重要。
- ◇ 認証材やデュー・デリジェンスへのニーズは家具や輸出用において増えていると感じる。対応するには合法木材以上のトレーサビリティ情報が必要となる。内装関連企業と直接取引した際は、顧客に示せる情報を求められ、森林経営計画や伝票などを提供した。川下も川上もお互いの状況を理解しておらず、必要とされるものを流せるコーディネーターが必要。
- ◇ 認証林が少ないため、大きな需要に対して短期間で必要量を生産することは難しい。顧客（発注者）の情報と川上の情報を事前に把握することが必要。こうした情報のコーディネートできる人材の確保も重要。
- ◇ 持続可能性への配慮の確認として、再生林の保証が求められる。原則、針葉樹であれば伐採後に植栽し、広葉樹であれば更新伐により更新を実施。また、川下の顧客自身に実際に見て理解してもらうことも重要で、互いに交流することが必要。

3.2.4. 川中（木材加工・流通） | D社

日 時 令和6（2024）年10月16日（水）10時30分から12時00分まで

形 式 対面による聞き取り調査

対象者 1名（理事長）

意見概要：

- ◇ 現場から搬出された木材の証明が連鎖するような木材供給の資料を整えることが重要。
- ◇ 素材生産事業者から製材事業者、川下へ位置図を含む証明書類を流すシステムができあがっている。伐採事業者に対して、事前約束なく、すべての現場の確認（現地踏査・現場写真の保存）を行い、適否の判断を行う。
- ◇ 持続可能性を担保するためには、森林経営計画のもとで生産される材であることが必要。なお、人工林を伐採後に天然更新する場合について持続可能性という観点からの位置付けをどのように考えていくのかに留意が必要。

3.2.5. 川中（木材加工・流通） | E社

日 時 令和6（2024）年10月22日（火）10時00分から12時00分まで

場 所 対面による聞き取り調査

対象者 1名（副会長）

意見概要：

- ◇ 持続可能性に配慮した木材の情報収集や伝達方法については、現行の木材や木材製品の合法性の証明方法から離れたものとならないことが重要。
- ◇ 中小規模の事業者においては、現行のやり方を変更してしまうと対応できない可能性がある。クリーンウッド法のもとで、必要書類等が円滑に流れるようになることが望まれる。
- ◇ 持続可能性への配慮に係る活動は、再造林だけではなく、針広混交林等の生物多様性の保存を意図した伐採や天然更新があることに留意。

3.2.6. 川下（建築事業者） | F社

日 時 令和6（2024）年12月16日（月）09時30分から11時30分まで

場 所 対面およびWeb会議システムによる聞き取り調査

対象者 2名（室長：環境経営関係部署、設計関係部署）

意見概要：

- ◇ 木造建築の普及にあたり、鉄から木への新しい取組になるため品質確保等のためのコストが掛り増しとなっている。その上に持続可能性に係るコストを追加することは、それに見合う価値について施主の理解を得ることが難しい。施主側の意識の醸成が重要。
- ◇ 持続可能性への配慮の確認（認証材等）は、施主の要望次第であり、現状ほとんどない。そのため、情報として重視するのは木材の建築資材としての品質・性能である。

3.2.7. 川下（建築事業者） | G社

日 時 令和6（2024）年12月10日（火）15時00分から17時00分まで

場 所 対面による聞き取り調査

対象者 2名（設計部主任/取締役社長。ほか1名）

意見概要：

- ◇ 持続可能性への配慮が建築物の付加価値につながるよう都市部の生活者と山元をつなぎ、施主から森林の維持・再生の共感を得る活動を実施。
- ◇ 山元に再造林してもらえる木材価格となるよう留意して調達。
- ◇ 山元と工務店の時間軸（リードタイム等）が異なるため、お互いが同じ時間軸で流通を考える必要があり、プラットフォームを通じて年4回関係者の意思疎通の場を提供。

3.2.8. 川下（建築事業者） | H社

日 時 令和6（2024）年12月17日（火）14時00分から16時00分まで

場 所 Web会議システムによる調査

対象者 2名（渉外室 部長。ほか1名）

意見概要：

- ◇ 持続可能性への配慮の確認は国内工場の全てで取り組み、その追加コストも価格に反映している。製材工場が調達する原木は、山元の条件を指定（例えば、山の経営方針として伐採後は必ず再造林する等を確認）。
- ◇ 国産の認証材を活用したいが、十分な量を調達できない。そのため、しっかりした水準の工場を探すようにしている。
- ◇ 施主の意識変化として、特に非住宅は環境配慮や国産材を意識する顧客が多い。
- ◇ 生物多様性は、当社は再造林での対応と考えているが、同業他社の事例として施工地内の緑地化で生物多様性が広がるという認識があり、今後もその傾向があると思われる。

3.2.9. 川下（建築事業者） | I社

日 時 令和6（2024）年12月19日（木）11時00分から12時00分まで

場 所 対面およびWeb会議システムによる聞き取り調査

対象者 6名（調達関係部署、環境経営関係部署、技術等関係部署）

意見概要：

- ◇ 他社との競争がある中で、持続可能性に係る追加コストは、建築物の決められた価格の範囲の中で対応することになる。認証材の指定があればコストをかける。また施主要望の場合は施主負担。
- ◇ 持続可能性への配慮の確認は、木材の購買契約の中で、どのような認証材を使用しているのか表記。表記がない場合も伐採地の記載と供給業者の情報を提供。一方で、認証材の供給量は少ない。
- ◇ シンガポールは環境や持続可能性への総合的な寄与に応じて建築物にランクを付けており、施主側もランクの高い建築物へのニーズが強い。日本でも、木材の持続性を客観的に評価できるようになり、そのような木材を使うことが建築物の評価を上げられるようになるとよいのではないかと。

3.2.10. 評価機関等 | J 社

日 時 令和 6 (2024) 年 11 月 29 日 (金) 15 時 30 分から 17 時 00 分まで

場 所 対面による聞き取り調査

対象者 3 名

意見概要：

- ✧ 企業等の気候変動対策や環境への取り組みを、企業自身が開示する情報を基に評価。評価は 4 段階（情報開示・認識・マネジメント・リーダーシップ）に基づいて、独自のスコアリングシステムを使用し、8 段階評価でランク付けを実施。
- ✧ ネイチャーポジティブの指標のひとつとして生物多様性の評価が考えられる。なお、質問項目として設定しているが、評価方法等は国際的に議論の途上のため、現時点では評価対象ではない。
- ✧ 森林の評価は、人工林の伐採後の再生林ではなく、天然林の減少（他の土地利用への転換）への対応（例：荒廃した土地が復元（原状回復）できたのか）が中心。
- ✧ 木材の評価は、原産地までトレースできていることをベストプラクティスとしている。原産地が不明な木材の調達量の割合を注視。

3.2.11. 評価機関等 | K 社

日 時 令和 7 (2025) 年 1 月 17 日 (木) 10 時 00 分から 12 時 00 分まで

場 所 対面による聞き取り調査

対象者 1 名

意見概要：

- ✧ 企業・団体が自身の経済活動による自然環境や生物多様性への影響を評価し、国際社会へ情報開示し、投資を呼び込むための枠組みを提供。この枠組みの活用は、世界的にも日本が一番多い。また、環境省、金融庁、農林水産省等も参画しており、こうした行政機関の参画は他国ではあまり見られない日本の特徴。
- ✧ 森林認証は限定した森林での取組であり、認証材を使っているだけでは地域のネイチャーポジティブにつながっているとはいえない。また年 1 回の検査となっているが、現場の負担を減らすため、例えば、取り組むべき内容の遵守は実施主体に委ねつつ、リモセンで常時監視できるシステムを作り、その上でここから出た材は持続可能性が担保された材と言えるような体制も可能ではないか。
- ✧ 日本の森林経営、里山管理が、海外におけるネイチャーネガティブとされる考え方に当たらないという点については、英語資料等を発信するなど、国際的に参照して

もらえる形での提言が必要ではないか。

- ✧ 日本においては木材利用によってネイチャーポジティブにつながることを、川上から川下まで繋いだ具体的な事例を用いて情報開示していくことが必要ではないか。

第4章 持続可能性を担保した木材供給・利用に向けた課題と対応策の整理

第2章 および第3章 で記載した調査結果から、木材供給事業者（川上・川中）が建築事業者等（川下）からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給・利用の課題等を整理する。

整理にあたっては、過年度の評価ガイダンスも踏まえ、1.2に示した「持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討等の2つの視点」および1.2.2に示した「具体的な整理すべき2つの内容」を念頭に置き、以下に示す項目（各節）でまとめた。最終的には4.4の「持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向」として整理している。

持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向の構成要素

- 4.1 持続可能性に配慮した木材に関する情報の種類等
- 4.2 持続可能性に配慮した木材に関する情報の確認・伝達
- 4.3 持続可能性に配慮した木材に関する関係者の役割

4.1. 持続可能性に配慮した木材に関する情報の種類等

委員からの意見およびヒアリング結果においては、森林経営計画等の我が国の制度に基づく取組に係る情報の活用、改正クリーンウッド法に基づく合法性確認の確実な実施が重要であるとの意見が多く、これは過年度に林野庁が策定した「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」（評価ガイダンス）の評価分野「2. 持続可能な資源の利用」のうち評価項目の「①持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施）」における「i）①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」に基づき合法性が確認でき、かつ、その木材が算出された森林の伐採後の更新の担保を確認できること」に該当すると考えられる（図 4-1）。また、評価ガイダンスでは、クリーンウッド法において合法性の確認に活用できる書類や、そのうち伐採後の更新の担保にも活用できる書類を例示しており、この点でも、評価ガイダンスにより、持続可能な木材の調達を行うための既存制度の活用については一定の整理がなされていると考えられる。

さらに、森林認証の取得や生物多様性保全に係る追加的な取組等の独自の取組は、「i）②認証材（森林認証制度により評価・認証された材）」の延長上に位置するものと考えられるほか、建築物木材利用促進協定等を活用して持続可能な木材利用・供給に係る情報を発信する独自の取組は「②森林資源の活用による地域貢献」と関連する取組と考えられる。

評価分野	評価項目 (建築事業者等が行う取組)	評価方法
1. カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディードカーボンの削減	✓ ライフサイクルアセスメント（LCA）により算定した、建築物に利用した木材の製品製造に係る温室効果ガス（GHG）排出量を示す。
	②建築物への炭素の貯蔵	✓ 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を示す。
2. 持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施）	✓ 利用する木材について、以下を確認していることを示す。また、i)についてはその量や割合を示す。 i) ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は②認証材（森林認証制度により評価・認証された木材）であることのいずれかであること。 ii) サプライチェーンにおいて「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた人権尊重の取組が実施されていること。
	②森林資源の活用による地域貢献	✓ 地域産材（又は国産材）の利用の有無、利用量や利用割合を示す。 ✓ 地域産材の活用を目的として、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す。 ✓ 産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す。
	③サーキュラーエコノミーへの貢献	✓ サーキュラーエコノミーの観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示す。 ✓ 建築物において循環性（サーキュラリティ）を意識した、例えば以下のような取組を実施していることについて具体的な内容を、可能な場合は定量的に示す。 i) 木材利用により非生物由来の（再生不可能な）バージン素材の利用を削減している。 ii) 再利用木材（木質ボード等）を活用している。 iii) 解体時の環境負荷を低減する設計を採用している。
3. 快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果	✓ 建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示す。

注：赤下線は、持続可能性に配慮した木材に係る情報を指す。

出典：建築物への木材利用に係る評価ガイダンス | 林野庁： https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/esg_architecture.html, (2025.3) より、評価ガイダンスより引用した。

図 4-1 「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」の評価の全体像

伐採の種類			書類（※）
民有林	普通林の伐採	森林経営計画対象森林の伐採	森林経営計画認定書及び森林経営計画書 森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）
		森林経営計画対象森林以外の伐採（伐採後も森林として維持する場合）	伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の8） 適合通知書
		その他伐採造林届出書の提出が不要な伐採	林地開発許可書（1ha超（太陽光発電設備の設置が目的の場合は0.5ha超）の林地転用に伴う伐採の場合） 森林所有者等による独自の証明 伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	保安林の伐採		保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書、保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書、保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書等（届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書）
国有林	国有林野の伐採		森林管理署等と交わした売買契約書 (樹木採取区内での樹木の採取については、樹木料の確定通知)
上記以外の伐採	森林法以外の法令により立木伐採の制限がある森林の伐採		伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	法令による伐採手続が不要な伐採（2条森林の伐採）		森林所有者等による独自の証明
	森林認証材に係る伐採		FSC又はPEFC/SGEC森林認証に係る証明書
	地域材に係る伐採		都道府県や市町村が独自に行う地域材証明制度に基づく証明書

注1：黒下線は、森林の伐採後の更新が担保されることの確認にも活用できる書類を指す。これら以外（黒下線以外）の書類に基づく伐採については、伐採後の更新が担保されるかどうかは場合によるため、ここに確認する必要がある。

注2：本表は、現行のクリーンウッド法に基づくものであり、令和5（2023）年改正法の施行（令和7（2025）年4月1日予定）後は、一部変更となる見込みである。

出典：建築物への木材利用に係る評価ガイダンス | 林野庁： https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/esg_architecture.html, (2025.3) より、評価ガイダンスより引用した。

図 4-2 評価ガイダンスにおいて示されている合法性の確認ができる各種書類（例示）

以上を踏まえて、これまでの文献調査等や聞き取り調査により得られた事例を、以下に示す2つの種類に区分できる。

【情報の種類等①】

- ・ 合法性が確認でき、かつ、更新の担保が確認されること（過年度の評価ガイダンス）。
- ・ また、その情報が利用者まで提供されること（伝達される情報の詳細度は利用者のニーズによる）。

《参考事例》

- 合法性確認（森林経営計画等）を徹底、要望に応じて合法性証明書類、位置図を川下に提供（3.1.5 ノースジャパン素材流通協同組合）
- 合法性等が自社の水準に合致することを、調達先となる工場単位で確認（3.1.6 住友林業株式会社）

【情報の種類等②】

- ・ 持続可能性に関する追加的な取組に関する情報

《参考事例》

- 再造林率100%を目指すことを宣言し、これを評価する川下企業や行政と木材利用促進協定を締結して発信（3.1.4 佐伯広域森林組合）
- 森林認証＋生物多様性保全に係るモニタリング調査結果等の独自の取組を発信（3.1.3 田島山業株式会社）
- 森林認証＋TNFD 対応の検討、イヌワシ生息環境の再生など生物多様性保全に係る独自の取組を発信（3.1.1 南三陸森林管理協議会）

さらに、上記の「情報の種類等②」においてTNFDへの対応が試みられているように、施主等の川下企業が対応すべき国際的な企業評価等の枠組に対応する取組についても、川下企業からの要求に応じて拡大していくことが予想されている。

以上のことから、「持続可能性に配慮した木材」に係る情報等の種類のイメージは、改正クリーンウッド法を始め、既存の制度に基づき川上・川中・川下が対応するものに加え、事業者が独自の取組や国際的な枠組み（TNFD等）への対応を追加的に実施することを想定し、表4-1のように区分される。

表 4-1 持続可能性に配慮した木材に係る情報のイメージ

項目	既存の制度等への 対応にかかわるもの	独自の取組に係るもの	国際的な枠組への 対応に係るもの
特徴	・ 制度を起点として幅広く対応可能	・ 個別の事業者が独自に対応	・ トップランナーの事業者が先行して対応
情報の 内容	・ 合法性が確認 ^(注) でき、かつ更新の担保が確認できるもの(「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」にて整理済)	・ 経営体としての独自の取組・宣言(森林認証の取得、再造林率、生物多様性に係る宣言等)	・ 国際的な枠組(TNFD、CDP、EUDR 他)への対応に係る情報
留意点	・ 評価ガイドンスの作成後にまとめられた生物多様性の保全に配慮した森林施業の取扱いが反映されていない	・ 川上は持続可能性の証明のための情報を模索しているが、川下が求める情報が分からない	・ 国際的な枠組が検討途上であり、日本の特徴に応じて必要な情報が不明確

注：「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18(2006)年 2 月)に基づく証明書もクリーンウッド法の合法性確認に利用可能である。

今後は、持続可能性に配慮した木材の要素、川上事業者の独自の取組に係る情報の取り扱い、国際的な枠組みへの対応等について、さらに整理していく必要がある。

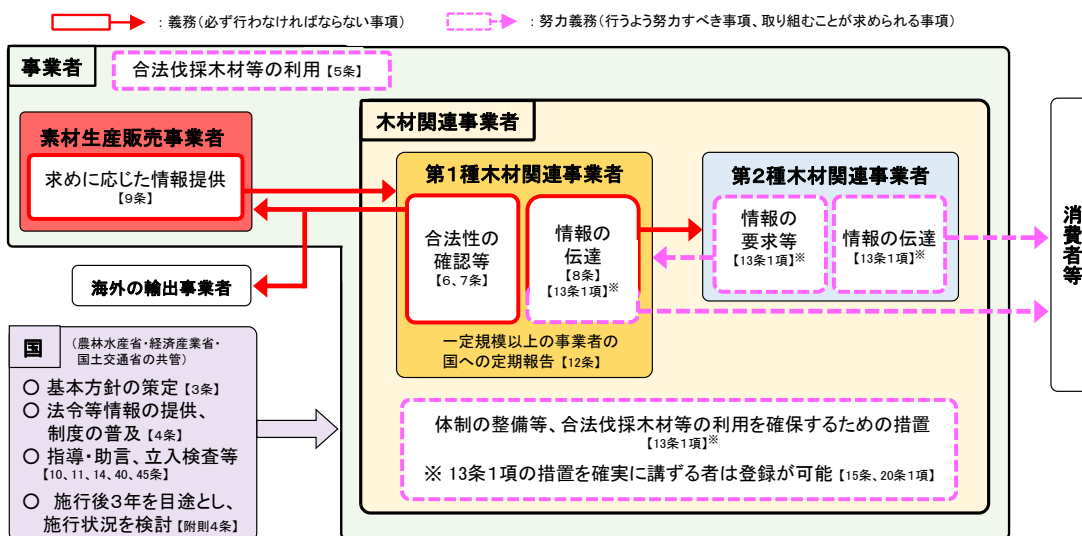
《参考情報》 改正クリーンウッド法について

クリーンウッド法とは、正式名称を「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」といい、違法に伐採された木材等の流通によって地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼす可能性があることから、合法性が確認された木材（＝クリーンウッド）の流通・利用が促進され、持続可能な森林管理と地球環境保全への貢献を期待し、平成 29（2017）年 5 月 20 日に本法律が施行された。

また、令和 5（2023）年の第 211 回通常国会において「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部改正する法律」が成立したことで、令和 7（2025）年 4 月 1 日から改正クリーンウッド法が施行予定であり、違法伐採対策の取り組みの強化を行う（図 4-3）。

主な改正点は 5 つあり、1 つ目は合法性確認の義務化であり、第 1 種（川上・水際）の木材関連事業者は、原材料情報の収集と合法性の確認、記録の作成および保存を義務付けている。2 つ目は情報提供の義務化であり、素材生産販売事業者は、木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の合法性の確認に資する情報提供を義務付けている。3 つ目は対象事業者の拡大であり、小売事業者を新たに木材関連事業者として本法の対象に含むこととした。4 つ目は罰則規定の導入であり、合法性の確認や情報提供の義務に違反した事業者に対し、指導、助言、勧告、公表、命令、罰則等の措置を設けている。5 つ目は定期報告の義務付けであり、一定規模以上の第 1 種（川上・水際）の木材関連事業者に対し、定期的な報告を義務付けている。

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第 1 種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**



出典：林野庁作成資料より引用した（2025.2）。

図 4-3 改正クリーンウッド法の概要

林野庁では、改正クリーンウッド法の施行に合わせて、「流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）」という無料の Web システムの運用を開始する（図 4-4）。本システムは、改正法に対応した記録の作成や情報伝達等を行うことができ、関係事業者の負担軽減を図りつつ、制度に則った適切な対応を支援することを目的としている。

本システムは、改正クリーンウッド法に基づく木材関連事業者に対する情報伝達のほか、原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存等に活用が可能である。さらに、一定規模以上の事業者には義務付けられる定期報告の作成にも利用できる。

なお、本システムの利用は任意であり、改正クリーンウッド法への対応において強制されるものではない。しかしながら、その活用により、法令遵守と持続可能な木材利用が容易になると考えられることから、多くの事業者による積極的な利用が望まれる。

クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲（黄色マーカーの作業をシステム化）

素材生産 販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の 求めに応じた 情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④（一定規模以上）定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④その他事業者等（消費者を含む）に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

システムの主な機能：情報の登録、伝達、データベース、自動集計、報告書作成、帳票出力 等



注：図中の黄色ハッチは、クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務および努力義務の内容とシステム化の対象範囲を示す。

出典：林野庁作成資料より引用した（2025. 2）。

図 4-4 流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

4.2. 持続可能性に配慮した木材に関する情報の確認・伝達

これまでの文献調査等や聞き取り調査により得られた情報の確認・伝達に係る事例は、以下に示す3つの伝達方法に区分できる。

【情報の確認・伝達①】

- ・ 情報の連鎖による伝達（オープンな流通・情報伝達）。

《参考事例》

- クリーンウッド法に基づく合法性確認の徹底、詳細な情報は供給先からの要望に応じて提供（3.1.5 ノースジャパン素材流通協同組合）

【情報の確認・伝達②】

- ・ 情報を相対で伝達（メンバーシップ内でのクローズドな流通・情報伝達）

《参考事例》

- 製品単位の情報をサプライチェーン関係者が同時に情報共有することが可能なプラットフォームの構築（3.1.9 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会）
- 自社で調達先となる工場を確認・選別し独自のサプライチェーンを構築（3.1.6 住友林業株式会社、3.1.7 株式会社竹中工務店）
- 森林認証における CoC 認証（3.1.2 登米町森林組合）

【情報の確認・伝達③】

- ・ 林業経営体の取組を発信

《参考事例》

- 木材流通はCoC認証の元で行うが、独自の取組の発信により施主と直接連携（3.1.2 登米町森林組合、3.1.1 南三陸森林管理協議会）
- 木材利用促進協定を活用し、再生林を促進する川下の取組とセットで発信（3.1.4 佐伯広域森林組合）

今後は、事業者の実情を踏まえ、情報の種類に応じて取り組みやすい伝達方法を整理する必要がある。

4.3. 持続可能性に配慮した木材に関する関係者の役割

これまでの文献調査等や聞き取り調査により、持続可能性に配慮した木材に関する関係者の役割について、以下の事例を把握できた。

《参考事例》

- プラットフォームを通じて施工者から山元・製材所に直接支払うことで山元への還流と関係者の信頼向上を達成（3.1.9 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会）
- 木材利用促進協定を活用し、再造林にかかるコストを含めた価格をサプライチェーンの関係者間で設定（3.1.4 佐伯広域森林組合）
- 独自の取組に共感する施主に直接販売（材工分離）（3.1.2 登米町森林組合）

把握した事例を踏まえれば、川下（建築事業者等）・川中（木材加工・流通）を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定される。関係者の役割のイメージは、表 4-2 のとおりである。

さらに、委員からの意見を踏まえれば、持続的な森林経営に係る我が国の既存の制度（森林経営計画等）が木材を利用する企業の評価でも十分に活用されるよう、川上から川下まで制度の趣旨を踏まえた徹底した取組と、行政を含め対外的な情報発信を行っていくことも重要であると考えられる。

今後は、関係者の役割の整理に向けた着眼点を、さらに整理していく必要がある。

表 4-2 持続可能性に配慮した木材に関する関係者の役割のイメージ

項目	川上（森林経営）	川中（木材加工・流通）	川下（建築事業者等）
役割	・ 持続可能性への配慮の実施主体	・ 持続可能性に配慮した木材（原木）の調達・加工・出荷 ・ デュー・デリジェンスの確実な実施 ・ 情報の収集と管理 等	・ 持続可能性に配慮した木材の調達・利用（調達や利用方針の策定） ・ 川上から川下までの連携体制の構築 ・ 情報開示と報告 等

4. 4. 持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向

4. 1 から 4. 3 において整理してきた内容を基に、表 4-3 のとおり持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向を整理した。

表 4-3 持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向

(1) 全般的な事項	
【課題】	【対応方向】
・ ガイドンスの役割	- 川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理（「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」の別冊とすることも想定） - 森林組合、林業事業体等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理
(2) 情報の種類等	
【課題】	【対応方向】
・ 持続可能性に配慮した木材の要素	・ 本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」（R6. 3）において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理
・ 合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い	・ 川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理
・ 国際的な枠組みへの対応	・ 国際的な枠組における林業分野で必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理
(3) 情報の確認・伝達	
【課題】	【対応方向】
・ 事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法	・ 情報の種類に応じた伝達方法を整理
(4) 関係者の役割	
【課題】	【対応方向】
・ 持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割	・ 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理

表 4-3 に示した課題と対応方向の具体的な内容について、以下に示す。

また、本節で整理した内容は、次年度以降に作成を目指すガイドンスの構成要素（本事業に関連する制度等や建築事業者等（川下）から求められる具体的要件、これらの要件を満たす上での課題・対応策）になるものと考えられる。

(1) 全般的な事項

【課題】ガイドンスの役割

次年度以降に作成を目指すガイドンスを作成するにあたって、木材供給事業者（川上・川中）に対して的確な情報提供を行うために、過年度の評価ガイドンスとの関係を含めた位置付けや目的、対象者を明確に示す必要がある。

4.1 のとおり、評価ガイドンスは「持続可能な木材の調達」等の視点から、主に建築事業者等（川下）を対象に作成されており、これを踏まえると、木材を供給する側である木材供給事業者（川上・川中）の視点も含め、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者を対象として、ガイドンスを作成することが想定される。

また、ガイドンスの対象が広範囲となることから、ガイドンスの活用方法や期待される効果を明確に示し、各関係者が共通認識を持った上で読み解くことができるよう留意が必要となる。具体的には、事例等を交えて関係者間の連携や情報共有のあり方を理解しやすくするとともに、各関係者が理解しやすい用語を使用し、専門用語に関しては適切な解説等をつけるといった工夫が望まれる。

(2) 情報の種類等

【課題①】持続可能性に配慮した木材の要素

「持続可能性に配慮した木材」の要素については、改正クリーンウッド法において合法性の確認に活用できる要素を前提に、かつ、評価ガイドンスで示された評価方法を念頭に、生物多様性保全に配慮した森林施業等の昨今の動向も追加する必要がある。一方で、要素が拡大するほどに、特に木材の供給側である木材供給事業者（川上・川中）の追加的情報開示にかかる負担が増加することが考えられる。

このため、ガイドンスで取り扱う「持続可能性に配慮した木材」の要素は、可能な限り既存の制度等で収集される情報を活用できるように示すことで、追加的情報開示にかかる手間やコスト負担が軽減されるように留意することが必要だと考えられる。

【課題②】合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い

合法木材を担保するために必要な情報や根拠となる書類等は、図 4-2 に示した一覧が既に存在している。一方、その中で具体的にどのような情報や根拠となる資料等で担保するか整理されていないものについては、必要な情報等を整理する必要がある。

例えば、近年整備された国内外の制度に対応して、先行して取り組む事業体等の事例を収集し、提供可能な情報（例：森林の更新計画、生物多様性モニタリングの結果 等）について、一覧を作成することが考えられる。また、情報の信頼性を確保するための第3者による検証の仕組みについても事例を収集し、これらの情報を類型化して整理することで、より信頼性の高い情報の取り扱いを検討することが可能となると考えられる。

【課題③】国際的な枠組みへの対応

国際的な枠組みについては、過年度の評価ガイダンスでまとめた情報を活用しながら、次年度以降に作成を目指すガイダンスについても関連付けて整理する必要がある。

特に、持続可能性の一要素である生物多様性保全については、現状は諸外国においても取組の評価方法については流動的である。国際的な森林認証制度や企業の評価開示においても生物多様性保全を評価要素に導入を検討または導入したところであり、これらの最新動向を踏まえて整理する必要がある。

また、我が国の森林には人工林が多く、森林所有者の多くが小規模零細であるという特徴があるため、このような特徴を踏まえた国際基準の解釈および適用方法を検討していく必要がある。一方で、各事業者が国際的な枠組みにどの程度の対応が可能なのかについては、事業規模や形態によって異なる。

このため、事業者の規模や形態に応じて、国際的な枠組みへの対応可能な範囲を分類また整理することで、他の事業者の参考となり、また先進的な取組の普及促進につながるようなガイダンスにすることが必要だと考えられる。

(3) 情報の確認・伝達

【課題】事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法

4.2のとおり、各調査結果により情報の伝達方法を「①情報の連鎖による伝達」、「②情報を相対で伝達」、「③林業経営体の取組を発信」の3つに区分できた。これらを踏まえた上で、「(2)情報の種類等」に応じて整理する必要がある。

「①情報の連鎖による伝達」では、改正クリーンウッド法の下で今後取組が加速することが想定されるが、「②情報を相対で伝達」は、川上・川中・川下のそれぞれがプラットフォームや独自のサプライチェーンを構築して情報交換を行うことや、森林認証等で確認するなど、多様な事例があることが確認された。

そのため、各事業者が自ら適した取組を選択しやすいように、多様な事例を整理して提示することが重要である。

(4) 関係者の役割

【課題】持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、 求められる役割

持続可能性への配慮に関する情報のコーディネートを川上、川中、川下のどこが担うのか、その情報開示にあたっての追加的なコスト負担を川上、川中、川下のどこが担うのか等については、適切な情報の伝達を継続するにあたって重要な課題である。

各調査結果から、川上、川中、川下のそれぞれが主軸となって取り組まれてきた事例が確認された一方で、取組の背景（事業規模やデジタル技術の活用 等）が多様であるために、今後は、関係者の役割の整理に向けた着眼点を、さらに整理していく必要がある。